

公益財団法人広島市スポーツ協会及び加盟団体における 身体的・精神的暴力行為等の根絶に関するガイドライン

平成25年4月1日制定

【趣 旨】

スポーツは、人生を豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、きわめて大きな意義を有している。

公益財団法人広島市スポーツ協会（以下「本会」という。）及び加盟団体（スポーツ少年団を含む。以下同じ。）は、広島市のスポーツの普及振興を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役職員はもとより、監督、コーチ、審判員、競技者などにおいては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められる。

しかし、スポーツの指導現場においては、依然として、指導者等による競技者などに対する暴力行為（体罰を含む。）やセクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）などの人道的問題が発生している。

本会及び加盟団体においては、常に、フェアプレーの精神に則り、公明正大で健全な組織運営を図っていくことが求められており、暴力行為やハラスメントをあらゆる場面から根絶する必要がある。

このため、本会及び加盟団体において、役職員、監督・コーチ等のスポーツ指導者、競技者及びスポーツ愛好者、主催・共催事業の関係者等を対象として、人権及び人格の尊重や社会規範に関する意識の啓発と暴力行為やハラスメントなどの人道的問題の発生防止を徹底することを目的とした、ガイドラインをまとめたものである。

1 身体的・精神的暴力行為の禁止について

役職員をはじめ指導者に対しては、講習会・研修会をはじめ、あらゆる機会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底すること。その際、下記の事項に、特に留意すること。

(1) 組織の運営またはスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、お互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。

特に、監督・コーチ等の指導的な立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力行為と受け取られるような行いをしないよう十分留意すること。

(2) スポーツを行う際または指導する際の暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を厳に禁ずる。

2 ハラスメントの防止について

役職員、監督、コーチ等指導者及び競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

(1) セクシャル・ハラスメントについて

ア 身体の接触や身体的な特徴を話題にするなど、安易に性的言動・表現を行うことは、厳に慎むこと。

イ 親しみの言動・表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。

ウ 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシャル・ハラスメントになることを認識すること。

エ 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して「不快である」旨を、はっきり意思表示すること。

(注意・・・無視した場合は、「受け容れられている」と相手に誤解される恐れがある。)

(2) パワー・ハラスメントについて

役職員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、指導者と競技者等、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱者に対して、暴言や威圧、理不尽な行動の強要などをしないこと。

(3) プライバシーの保護について

ア プライバシー（個人的人権）の問題については、役職員・指導者・審判員等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分に配慮すること。

イ ハラスメントに関する相談等を申し出たことにより、当事者が不利益を被らないように留意すること。

3 アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

監督、コーチ等指導的な立場にある者はもとより、競技者等に対して、啓発活動を行っていくこと。

(1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するだけでなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。

(2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品などによっては、ドーピングの対象薬物が含まれていることもあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分深めること。

(3) 麻薬や覚醒剤等の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

4 各種大会における代表競技選手・役員の選考などについて

加盟団体は、各種大会の代表選手などの選考にあたっては、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理すること。

5 ルール、マナーの厳守とフェアプレーの推進について

本会及び加盟団体に所属する役職員はもとより、監督、コーチ、審判員、競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動すること。

また、競技会などスポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても、社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行すること。